

第13回 内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価官室

1. 日 時：平成16年10月8日（金）15:00～17:17
2. 場 所：内閣府庁舎3階特別会議室
3. 出席委員：大森委員長、朝倉委員長代理、飯田委員、伊集院委員、大河内委員、小野委員、
出塚委員、東海委員、長倉委員、外園委員、山本委員
4. 議事次第
 - (1) 北方領土問題対策協会に関して
 - 平成15年度業務実績評価結果（分科会長報告）
 - 平成16年度上半期業務執行状況
 - 平成17年度予算概算要求状況
 - 業務方法書の一部変更について
 - (2) 国民生活センターに関して
 - 平成15年度業務実績評価結果（分科会長報告）
 - 平成16年度上半期業務執行状況
 - 平成17年度予算概算要求状況
 - (3) 国立公文書館に関して
 - 平成15年度業務実績評価結果（分科会長報告）
 - 平成16年度上半期業務執行状況
 - 平成17年度予算概算要求状況（企画調整課及び国立公文書館）
 - (4) 駐留軍等労働者労務管理機構に関して
 - 平成15年度業務実績評価結果（分科会長報告）
 - 平成16年度上半期業務執行状況
 - 平成17年度予算概算要求状況
 - (5) 中期目標期間終了時の見直し等について
 - (6) その他
 - ・今後の予定

5 . 議 事

大森委員長 時間がまいりましたので、第 13 回の評価委員会を始めさせていただきます。お忙しい中、御参集いただきまして御礼申し上げたいと思います。

お手元の議事次第に即してお諮り申し上げてまいりたいと思います。

本日は、各分科会長の下で評価作業を慎重に取りまとめていただきましたので、委員会としては御報告を承るということになってございます。北方領土問題対策協会は 1 件だけ御了承事項がございますけれども、全体とすれば御報告を承って、特段になればお認めするというか、御報告を聞くということでございます。たくさんございますので、どんどんさせていただければと思っております。

この順序でまいりますので、最初は北方領土問題対策協会の方から御報告いただきますが、一応順序としてはここに書いてございますように 1、2、3、4 それぞれについて簡単に御報告いただいて、質疑があればさせていただくことにさせていただきます。

それでは、15 年度の業務実績評価結果につきまして、飯田分科会長から御報告をよろしく願いいたします。

飯田委員 北方領土問題対策協会ですが、以下、北対協と略させていただきますけれども、北対協から平成 15 年度の業務実績についてヒアリングを行いました。それを受けまして、8 月 30 日に分科会としての評価をいたしました。

評価に当たりましては、例えば北対協は独立行政法人として平成 15 年度の 10 月に新たに発足したばかりでございまして、まだあまり時間が経過していないということや、北対協の主要事業として例えば四島交流事業とか、あるいは 8 月の強調月間関連事業といった主要事業がほとんど皆、年度の前半に集中していたことなど、幾つかの理由でまだこの分科会として評価を下すには早過ぎる、または非常に評価を出しにくいという議論もあったのですけれども、一応平成 15 年度の後半部を対象に実績評価をさせていただきました。

結論から申しますと、北対協は大変小さな法人であります、日本全国の国民を対象に大変広範多岐にわたって広報や、あるいは啓発事業など、非常に多くの仕事を全体としてよくやっているのではないかが分科会の一致した意見であったということでございます。

個々についてごく簡単に説明させていただきます。お手元の資料 1 に項目別評価表と総合評価表と 2 つございます。項目別の方でございますけれども、まず一般管理費の削減など業務運営の効率化や、国民世論の啓発事業、あるいは北方四島交流事業、更に北方領土問題に関わる調査研究とか、

元島民への援護措置など、非常に多くの項目について項目別評価表の指標に照らして実績評価を行い、おおむねAと評価いたしました。

その中で、Bと評価したものが2つあります。1つは、項目別評価表の3ページの(イ)でございます。学校教育において北方領土問題の教育を充実させようという項目ですけれども、これは北方領土問題の教育者会議に関連したものでございます。教育者会議は平成15年度に設立されたばかりなものですから、この時点でその活動内容や効果を高く評価したり、あるいは否定的に評価したりということはいかがなものか。つまり、Aであったり、あるいはDというのはどんなものか。教育者会議の今後の展開、発展を期待して、Bというところでどうだろうかということに落ち着きました。

もう一つは、7ページの(ウ)の「生前承継の促進」というところです。これは元島民に対する援護措置の一環で、北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務を行っているのですけれども、平成8年に法が改正されまして融資資格を生前継承できるようになりました。この点について、新しい制度の内容や手続きなどをもっと周知徹底することで、この制度の利用を促進できないだろうか。そういう余地があるのではないかという評価であります。これにつきましては、貸付業務に関わりのある農水省の水産分科会からも同じような要望、意見が寄せられておりまして、その点も配慮いたしました。

次に、総合評価表の方です。こちらも全体としては高く評価ということでもありますけれども、ただ、1、2点、今後より一層の取り組みを期待するということでしょうか、検討課題についても言及いたしました。

1ページの1の「業務運営の効率化に関する事項」についてです。もちろん効率的な業務運営を確保するという独法制度の基本は踏まえて、北対協の業務の使命や目的や性格からして、事業内容の効率化という観点からだけで律し切れない面もあるのではないかと。数字的な目標に過度に縛られないという配慮も必要ではないかと。分科会としての判断を入れさせていただきました。

次に2の国民に対して提供するサービス、この業務の質の向上に関する事項についてです。分科会として現在、国民世論の中でこの北方領土問題に対する関心度はどうだろうかと考えたときに、まだまだ関心が高いとは言い切れない。この問題は非常に複雑で困難な問題だということもあって、この点をよく念頭に置いて北対協としても今後、企画立案面や実施面でもう一つ国民の関心を引きつけていただくような工夫や努力をしていただきたいという要望がありました。

次に、2ページの で「法人の長等の業務運営状況」というところであります。今後の国民世論

の柱となる次世代や若い世代の人たちへの啓発、教育の重要性という観点から、学校教育における北方領土教育の充実を図るという新理事長の方針が動き出したことを高く評価いたしました。

最後に、業務全体の評価といたしましては、まだ発足間もない北対協でありますけれども、業務実績としては少ない人員で極めてよくやっていると評価し、また業務運営上の改善や効率化の意欲についてもそれがおおむねうかがえると評価いたしました。

なお、その上で例えば数量化ということでしょうか、評価基準の問題など、評価の在り方については北対協の自己評価や分科会の評価についても今後、更に検討をする必要があるのではないかという意見が出まして、本委員会でも最終的な評価をいただいた後、それを踏まえて今後その面も検討していきたいと考えております。以上であります。

大森委員長 ありがとうございます。何か御質問等ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、16年度の執行状況と17年度の予算概算要求状況についてまとめて簡単に御報告いただきます。お願いいたします。

吉越北方領土問題対策協会事務局長（以下「吉越事務局長」） 北対協の吉越でございます。本来ならば本委員会に井上理事長が出席し、御説明申し上げるべきところ、本日ビザなし交流で北方四島在住ロシア人の受入れを徳島県で現在行っておりまして、そちらの方に出張いたしております、本席に出席できないことをまずおわび申し上げます。業務執行状況報告につきましては、資料の2につきまして私どもの方から御説明させていただきます。

今回の報告は、昨年10月の法人設立日には事業が既に終了しており、評価項目におきまして16年度以降の事業を効率的、効果的に実施する方策を検討するとされた事業を中心に報告したいと考えております。

まず1ページの業務運営の効率化でございます。一般管理費は対前年度比7.67%の削減目標及び業務経費1%の効率化に向けて今、努力中でございます。

それから、国民に対し提供するサービスその他、業務の質の向上関係では2ページから10ページまでに記載してございますが、そのうち国民世論の啓発に関する事項で県民会議あるいは北連協等の実施事業への支援、また推進委員全国会議、県民会議ブロック会議は予定どおり進捗しております。

また、10ページに記載してございます根室地域の啓発施設3か所に意見箱を設置するという事としておりましたが、その結果、9月までの集計によりますと入館者から80%以上有意義であるとの回答を現在得ております。

それから、11 ページから 16 ページの中ほどまでに記載しておりますのは、先ほど飯田分科会長の方からも評価がございました青少年・教育指導者に対する啓発、これは協会の重点施策であり、その取り組みにつきましては後継者対策として各方面から注目されているところでございます。

まず北方領土問題青少年・教育指導者研修会及び北方領土ゼミナールにつきましては、昨年の事業の検討結果を踏まえましてプログラム内容を充実させ、実施したところでございます。アンケートによれば、参加者から 100%有意義との結果が得られております。また、教育者会議につきましては昨年設立した県では会議メンバーによる北方領土学習の実施、または県民会議が実施する事業への積極的な参加が見られております。本年度設立予定県は本年度中の設立を目指し、今、努力をしているところでございます。

それから、青少年関係事業の一環で、毎年根室管内から元島民 3 世を東京に招き、総理、北方担当大臣、外務大臣、文科大臣等を表敬し、北方領土問題の早期解決を訴えるとともに、関東甲信越ブロックの青少年と交流する北方少年交流事業を実施しておりますが、これがきっかけとなりまして小泉総理の北方領土視察が実現したと、総理自身がこれにつきましてコメントされております。

それから北方四島交流事業でございますが、17 ページから 21 ページに記載しております。実施主体を絞った事業を 7 回、青少年教育関係者、日本語専門家派遣、これらを計画しまして、道推進委員会の 5 月の訪問事業が台風のために中止になった以外は計画どおりに実施いたしました。また、アンケート調査の結果、有意義だったとの回答がほとんどの訪問事業で 90%を超えておりました。内容といたしましては、昨年度の事業見直しの検討結果を踏まえ、事前研修の充実を図り、研修テキストあるいは各種マニュアルを作成し実施いたしました。事業では対話集会、ホームビジット、島民とのスポーツ交流会、文化交流等々をいたしまして、四島住民との間で四島返還のための環境情勢を図ったところでございます。

実質第 1 回目となった後継者の団は団員を昨年度の北方ゼミナールの経験者、大学で国際法あるいは安全保障専攻の学生から問題意識の高い者を選考した結果、更に北方領土に対する認識が深まり、その結果のアクションとして学園祭での発表やサークルをつくるなど、返還運動連動への広がりを見せ始めております。

受入れ事業につきましてはテーマを幅広い交流、日本文化の理解促進、日本の利便性の体験を設定いたしまして、一般は 5 月に富山県、現在徳島県で実施中でございます。7 月には東京で青少年を受け入れております。

調査研究は 22 ページから 25 ページの上段に記載してございますが、上半期に 3 回研究会を開催

いたしました。委員報告、外務省からの報告を行ったところでございます。

また、国際シンポジウムは10月30日、一般公開の富山会議、それから11月2日には専門家による討議の東京会議の開催を予定しておるところでございます。

25ページから29ページは援護事業関係でございます。27ページに記載しております自由訪問事業につきましては4回を計画いたしました。が、歯舞群島への訪問が台風の影響により中止となっております。なお、本年度から訪問団に対して事前研修を実施いたしました。

貸付事業は29ページ以降に記載しておりますが、先ほど評価で御意見をいただきました生前承継は上半期で85人と、前年度上半期を上回っている状況でございます。法改正のあった平成8年度から累計で913名となりました。なお、貸付状況につきましては、これまで14億円の枠中8億円の貸付を実施いたしました。

その他でございますが、短期借入金、これは貸付業務勘定におきまして4億6,000万円の借入れをいたしました。

重要な財産の処分は、基金10億円を低利な資金調達を可能にするための借入先金融機関に対しまして担保として差し出してございます。

6番は剰余金の使途ということで、これは該当がございませんでした。以上でございます。

大森委員長 では、続いて概算要求をお願いします。

岸北方対策本部調査官（以下「岸調査官」） 北方対策本部でございます。私ども、本来ならば参事官の影山から御報告をさせていただくべきところでございますが、急きょ17年度概算要求の関係で財務省に呼ばれてしまいましたので、私、調査官の岸から御報告をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、資料3に基づきまして平成17年度予算概算要求状況について御説明をさせていただきます。

平成17年度概算要求は北対協が独立行政法人に移行後、初めての本格的な要求作業となります。本年7月末の概算要求閣議了解におきましては、独法の運営費交付金等については独法における徹底した経費削減等を始め、業務運営の一層の効率化等を強力に推進し厳しく抑制することとし、これを15年度の業務実績の厳格な評価のほか、組織、業務全般の見直しと合わせて17年度予算の要求、要望に反映させるものとされているところでございます。先ほど飯田分科会長から御説明のあった評価結果も踏まえまして、17年度概算要求を検討してまいりましたが、その中身について御説明をさせていただきます。資料の3をごらんいただきたいと思います。

御存じのとおり、北対協では国民世論の啓発や調査研究、元島民に対する援護措置等の一般業務勘定と、北方地域旧漁業権者等法に規定する貸付業務を行う貸付業務勘定の2つがございます。

まず、一般業務勘定でございます。資料に記載してございますが、17年度要求は7億5,000万円に対前年度に比べて9,000万円の増額要求となっております。うち、北方対策事業費につきましては5億9,600万円でございます、対前年度比9,300万円の増額要求でございます。16年度予算から一時経費である啓発バスの購入経費を差し引いて効率化係数99%をかけた上で、更に新規増額分の政策係数108%をかけた上で、それに新規の特殊要因増の7,400万円を足し合わせて5億9,600万円となっております。新規増額分の政策係数と特殊要因増の内訳につきましては、後ほど説明をさせていただきますと思います。

次に一般管理費でございますが、3,600万円でございます、対前年度比300万円の減となっております。中期目標及び中期計画に基づき効率化を強力に推進し、厳しく抑制しております。

更に、人件費につきましては前年度と同額の1億1,800万円となっております。

次に、2ページをご覧くださいと思いますが、新規増額経費の主なものといたしまして、まずの北方領土返還要求運動関係者特別事業の費用といたしまして1,600万円、「祈りの火」全国縦断キャラバン事業といたしまして5,800万円、北方領土問題教育指導者研究会議全国会議の経費といたしまして1,400万円、元島民後継者対策充実・強化の経費といたしまして1,100万円を要求してございます。

以上が一般業務費勘定でございますが、次に貸付業務勘定につきまして御説明を申し上げます。

貸付事業費補助金といたしまして17年度要求額は1億9,700万円で、対前年度に比べまして400万円の減額要求となっております。うち長期借入金利子補給費につきましては1,700万円に対前年度比700万円の減、これは協会の貸付利回りと銀行からの借入利率との逆ざやが減少したことによるものでございます。また、貸付業務管理費補給金等につきましては1億8,000万円で、対前年度比300万円の増、これは退職手当職員1名分を計上したことなどによるものでございます。以上でございます。

大森委員長 では、恐縮ですけれども、今の両方の状況報告について何か御質問があれば承りたいと思います。

今、岸調査官がおっしゃったものは、ほぼ今回の概算要求に合っている。新規で増額要求を出しているものは大丈夫かとちらっと思うのですけれども、このくらいのことは出してもいいと。

岸調査官 枠の中では収まっています。ただ、査定の結果はまだこれからでございます。

大森委員長 特段になければ御報告を承るということにいたしますけれども、よろしゅうございましょうか。

それでは、業務方法書の一部の変更につきまして岸調査官からお願いします。

岸調査官 趣旨だけ私の方から御説明させていただきます。

それでは、業務方法書の一部改正でございますが、資料4をご覧くださいと思います。従来、業務方法書の変更につきましては通則法上、主務大臣の認可を受けることとされておりまして、そのときはあらかじめ本評価委員会と農林水産省の評価委員会の意見を聴かなければならないこととされておりまして、今回の業務方法書の変更は金利の改正でございます、具体的内容につきまして、は後ほど北対協より説明させますが、金利改定は例年4月と10月の年2回行っており、金利改定の認可申請をしてから通常の手続きで両評価委員会の意見を聞いた上で認可をすることとした場合、評価委員会の開催時期が不定期であることから、申請時から認可時までの間にタイムラグが生じまして、場合によってはその間に基準金利が変わってしまうことも想定されます。そのため、今後の金利改定は評価委員会の開催時期を見据えつつ、基本的に持ち回りで御了解をいただきたいと考えておりますので、その金利改定の基本的な考えにつきまして合わせて説明をさせていただきたいと思っております。

飛山北方領土問題対策協会札幌事務所長 札幌事務所の飛山と申します。よろしく願いいたします。

それでは、資料4で御説明させていただきます。業務方法書の第7条第2項第1号に掲げます貸付利率の一部を下記のように改正をお願いしたいということでございます。貸付金の種類のうち事業に必要な資金では漁業資金、農林資金、商工資金、法人資金、また生活に必要な資金の中で住宅関連資金についての金利の変更でございます。

現在それら設備資金及び住宅資金の基準としております農水省所管の制度資金でございます漁業近代化資金の利率が1.7%となっております。当協会は1.4%でございます。また、経営資金の基準となっております国民生活金融公庫の経営改善資金の金利が現在1.4%でございます。当協会は1.3%となっております。年2回の見直しということでございますので、今回10月の見直し時期がまいりましたので、このことから当協会の設備資金及び住宅資金、それから経営資金の貸付利率を基準としている、先ほど申しました制度資金の金利と同率になるように改正をお願いするものでございます。

設備資金1.4から0.3%アップしまして1.7%、経営資金につきましては1.3から0.1アップしま

して 1.4%にそれぞれ改定するものでございます。この比較表につきましては3ページ、4ページに記載してございます。ごらんいただきたいと思っておりますけれども、1番の「個人が営む漁業に必要な資金」、これは漁業資金関係でございますけれども、改正前の現在が 1.4 でございまして、改正後は 1.7 ということでございます。

それから(5)でございますが、上記(1)(2)(3)(4)の転貸とあります。転貸というのは法対象者、貸付先が漁業協同組合に加入している場合はそこを通して融資をいたしますので転貸ということでございますが、これには一応手数料を支払うことにしてございます。これは貸出金利の 0.5 %分を手数料としてお支払いしておりますので、組合に貸し出す金利につきましてはそれぞれ 0.5%差し引きました 1.2 でお貸しするというところでございます。以下、表のとおりでございます。

次に、この金利改定によりまして基本的な考え方について御説明をさせていただきます。参考資料として最後の7ページに記載してございますけれども、貸付金の利率の設定についてでございます。この考え方につきましては、平成6年3月29日に主務省が、旧大蔵省と協議をして作成された基本的な考え方が今日まで浸透してきているものでございます。

1番といたしまして経営資金の利率でございますけれども、これは国民生活金融公庫の経営改善資金の利率を基準といたしまして、5%を超える場合には5%を下限として当該利率の90%に設定するというところでございます。これは、低利融資を行うという趣旨でございます。そして、5%以下の場合につきましては当該利率と同率とするということでございます。また、上記による利率が6%を超えた場合には北対協の資金は6%を限度として行うと考えているものでございます。

次に、2番の設備資金関係でございます。これは住宅資金も含まれますが、この利率につきましては漁業近代化資金及び住宅金融公庫の利率のうちいずれか低い方の利率を基準といたしまして、4.35%を超える場合には4.35%を下限とし、当該利率の90%の水準に設定する。そして、4.3%以下の利率につきましては当該利率、いわゆる制度資金と同率とするという趣旨でございます。

3番といたしましては、この利率につきましては4月、10月の年2回見直しをするということでございます。ただし、特段の事情が生じた場合は的確に対処するという項目がございますけれども、この特段の事情という考えでございますが、6か月のスパンの中で例えば今回10月に改正した後に基準としている漁業近代化資金が大幅に引き下げられた場合は、低利融資という援護事業の趣旨を踏まえまして、再度利率の引き下げ方について主務省と協議をしながら実行させていきたいと考えているものでございます。以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。それでは、まず1つは資金の利率を今、御説明にあったように同率にすることについていかがかということ、それから4月1日と10月1日で2回見直されるものですから、私どもの委員会としてはその都度それを開くのではなくて持ち回りにさせていただければきちんと遺漏なきを期しますので、その御提案でございます。

では、まずこの利率改定につきましてよろしゅうございましょうか。

それからもう一つ、持ち回りですということも便宜そうせざるを得ないのではないかと私は思いますので、できれば御了承いただければと思いますけれども、よろしゅうございましょうか。

それでは、そういうふうに諮らせていただきます。ありがとうございます。

(北方領土問題対策協会関係者退室)

(国民生活センター関係者入室)

大森委員長 国民生活センターの皆さん、御苦勞様です。よろしくお願いたします。

国民生活センターの15年度評価結果につきまして、山本分科会長から御報告をいただきます。よろしくお願いたします。

山本委員 皆様、国民生活センターは御存じのことと思いますが、端的に念のためどういう機関かと申しますと、資料7の予算概算要求状況ということで御説明いただけたと思いますけれども、資料7の3枚目に参考1として消費者基本法という法律の抜粋が掲げられております。これは、元は消費者保護基本法という名前でありましたものが、この度、抜本改正をされまして消費者基本法となりました。その第25条で「国民生活センターの役割」が明確に位置付けられております。それによりますと「独立行政法人国民生活センターは、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談、消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等及び役務についての調査研究等、消費者に対する啓発及び教育等における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする」、このように規定されております。

さて、国民生活センター分科会では、国民生活センターの平成15年度の業務実績の評価及び財務諸表の審査に当たりまして7月14日、8月13日の2日間、分科会を開催いたしまして、8月30日付で国民生活センター及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会へ評価結果を通知いたしましたので、審議の経過、評価結果の概要等につきまして御報告いたします。

なお、先ほどの北方領土問題対策協会と同じでございますが、国民生活センターも独立行政法人化されましたのは平成15年度の下半期からということで、半年間の年度の業務実績評価を実施した

ということでございます。

それでは、お手元に配布されております資料5に基づいて御報告申し上げます。資料5の前半部分が総合評価表、後半部分が項目別評価表となっております。また、そのほかに財務諸表がございますが、財務諸表につきましても分科会において了承されたことを付け加えたいと思います。

さて、評価結果の概要でございますが、総合評価表の3ページのところに「総合評価」という欄がございます。そこに記載してございますように、独立行政法人に移行した短期間のうちに各目標をほぼ達成した。引き続き中期目標の達成に向けて全力を尽くされたいと記載しております。引き続き、個別の項目につきまして内容を簡単に御説明申し上げます。

最初に総合評価表の1ページの1の「業務運営の効率化に関する事項」につきましては、経費の削減に関して契約における一般競争入札比率を上げ、委託内容やその他、諸経費の見直しに努めたと評価しております。また、業務の効率化に関しましては評価すべき部署、統合すべき部署について検討を行い、当年度初頭の組織改編に結び付けたというふうに評価いたしました。

次に「2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関しましては、まず消費生活情報の収集におきましては年度の目標を消費者トラブルメール箱という収集の仕組みを使いまして大幅にクリアするとともに、収集した情報を元に架空請求に関する消費者トラブルの防止についての要望を全国銀行協会に出し、適切な対応を促したというふうに評価しております。

また、(2)の「国民への情報提供に関する事項」に関しましては、ホームページなどの身近な媒体を通じて被害防止、問題解決に役立つ情報をタイムリーに提供するとともに、関係省庁へ積極的な情報提供を行い、商品取引所法などの法令改正等に貢献したと評価をいたしました。

他方、出版物、テレビ番組におけるアンケートにおいて、サンプルの取り方や回収率に差異が見られることについて留意する必要があるという指摘も行っております。

(3)の苦情相談に関しましては、全体として年度の目標を達成していると判断した上で、次の指摘を行っております。

まず苦情処理を行うに当たり、弁護士等の専門家のアドバイスのより一層の活用を図り、あっせん実績の向上が図られることを期待する。

それから、個人情報の取扱いに関する苦情相談については15年度の準備段階として内容が十分かどうかは、17年度の個人情報保護法の全面施行以降に明らかになると見られますため、今後の動向を注視するという旨を記載しております。

地方センターの苦情相談処理への支援につきましては、先ほどの消費者基本法 25 条において国民生活センターが中核機関と位置付けられたことをごさいますて、その役割を一層果たすことを期待する一方、情報を一方的に提供するのみならず、それらに対する地方センターの反響に留意することも重要であると指摘をしております。

この項目の最後の 4 番目の消費者苦情処理専門委員会に関しましては、目標件数を達成することができなかったということで、これは数値で出てまいりますので、ここは B になっておりますけれども、内容的には難しい案件に積極的に挑戦しているというふうに評価しております。その上で、この委員会のさらなる活用を図るためには、制度の見直しとして小委員会を設置するだけでなく、事務局体制の強化が必要であると指摘をいたしました。

更に、当該委員会で得た結論が地方センターにおける実務に浸透しているか、追跡調査を行い、その実効性を確保するために関係省庁との連携をより一層図る必要があると指摘をしております。

総合評価表の 2 ページの関連機関への情報提供の詳細はそこに記載しているとおりでございますけれども、年度の目標を着実に達成したという評価をいたしております。

研修につきましては、各種研修の実施に当たって行ったアンケートにより、一定の評価を受けたというふうに判断いたしました。他方、アンケート調査を行うに当たって、対象者がいわゆる一般人から消費生活相談員までと幅広く、評価を一律に行い得るかどうか検討されたいというふうに指摘を行っております。

(6) の商品テストに関しましては、目標を着実に達成したと評価いたしております。

(7) の調査研究に関しましては、調査研究の計画、終了の双方の段階で外部有識者の委員会により評価を受けるシステムを構築し、その委員会により調査の成果も有意義という評価を受けたということを確認いたしまして、なお評価会合の在り方について運営をより厳格にする必要があるという旨の指摘を行いました。

3 の「予算、短期借入金、剰余金に関する事項」に関しましては適切に執行されており、特段の問題はないと判断いたしました。しかし、超過勤務手当の在り方については現行の退職制度との関連も留意しつつ、検討されたい旨の指摘を行いました。退職制度につきましては 4 の人事に関する事項でも指摘しておりますけれども、業務のより計画的、効率的な運営を行うため、現行の退職制度自体を見直すことも含めて、取り得る方策を検討されたい旨、指摘をしております。

総合評価表の 3 ページの の「法人の長等の業務運営状況」につきましては、理事長の独立行政法人に移行してからの半年間の実績を評価するとともに、今後も独立行政法人化した趣旨を生かし、

長としての熱意を示し、実績を上げられるよう期待する旨、記載しております。

また、理事に関しましては理事長の業務運営を的確に補佐し、監事に関しましては監事監査計画により監査を行うとともに、国民生活センターの業務運営状況を的確に把握するなど、その職務を果たしていくことを期待する旨、記載しております。

最後に、総合評価につきましては国民生活センターで運営するP I O - N E T、これは全国消費生活情報ネットワークシステムというものでございますが、その情報を必要に応じて国民や関係行政機関等に速やかに提供し、行政機関への情報提供に関しましては政策立案などへの反映を可能にしたというふうに判断いたしました。今後もP I O - N E Tで収集された情報を関係行政機関に対して積極的に情報提供し、情報の分析の一層の充実と高度化を図るとともに、分析結果を踏まえ、関係機関に対し具体的な改善につながる要望を行っていく旨、述べております。

また、業務の効率化を図るための最適化計画につきましては、中期目標では平成17年度末までに策定することとなっておりますが、これを待たずできるだけ早期に最適化計画を策定し、方向性をより明確にすることで一層の業務の効率化を図るよう指摘を行っております。

以上、簡単ではございますけれども、国民生活センター分科会からの報告とさせていただきます。

大森委員長 ありがとうございます。何か御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、16年度上半期の執行状況と、17年度の概算要求の状況について一括して御説明いただきます。最初は執行状況についてお願いします。

糠谷国民生活センター理事長（以下「糠谷理事長」） 理事長の糠谷でございます。最初に私から簡単に御説明をさせていただきます。

評価委員の先生方におかれましては、大変詳細な検討をしていただきましてありがとうございます。御指摘の点を踏まえまして、また先ほど御紹介がございましたように消費者基本法で中核機関と位置付けられたわけでございますので、その役割にふさわしい仕事をしっかりとやっていきたいと思っております。その関連で、私が16年度、17年度に向けて2点だけ申し上げさせていただきます。

1つは、国民生活センターのある意味では最大の財産でございます消費生活情報ネットワークシステム、P I O - N E Tでございます。これが現在は内閣府から地方公共団体への補助金と申しますか、交付金で運営が維持されているわけでございますけれども、国民生活センターが中核機関として位置付けられたということ。それから、三位一体改革とも若干関係するかと思いますが、国と

地方の役割分担の明確化という観点を踏まえて、これは国がやるべき仕事ではないかという内閣府のお考えもございまして、交付金を国民生活センターに一本化しようという要求を来年度いたしております。そういう観点で、17年度以降の円滑な業務に資するよう、16年度にしっかりと準備をしていきたいと思っていることが1点でございます。

それからもう一点は、個人情報保護法が来年の4月から全面施行になるということがございまして、個人情報に関する苦情相談については国民生活センター、消費生活センターも大変大きな役割を期待をされているわけでございますので、それに向けて16年度中にしっかりと準備をしていくことが必要だということで、そのこのところに力点を置いていこうということでございます。

あとの点につきましては、担当の理事より御説明をいたさせます。

川本国民生活センター理事 それでは、資料6に即しまして説明させていただきます。

資料6の1ページでございますけれども、1の業務運営の効率化の方では引き続き委託内容とか購入物等の見直しを図って経費の削減を図っていきます。

それから、業務の経費の執行でございますけれども、四半期ごとに執行状況を見直して、より効果的、効率的な予算執行に努めております。

3番目の最適化計画でございますけれども、これは9月に部内に最適化計画検討委員会を設置して検討を開始いたしました。

次に、2番目の具体的な業務の内容に入っておりますけれども、(1)の「消費生活情報の収集」でございます。その前提として、まずPIO-NEETの運営でございますけれども、真ん中の方でございますが、平成16年度に入り内閣府国民生活局より生活情報体制の整備等交付金の見直しがございまして、その見直しに即して相談のカードの直接作成システムの導入の前倒しなどの作業を今、鋭意集中的にやっておりますところでございます。それから、パソコンを用いた相談カードの直接入力もその関係で一緒にシステムを考えて行っている作業を急いでいるところでございます。

次に2ページでございますけれども、まず「消費生活相談データベース」というものがございまして、この更新を週5日以上やるということで、これは確実にしております。

それから、メールでいろいろな意見を聞く消費者トラブルメール箱でございますけれども、これも上期だけで2,000件以上の情報を収集しております。

次に(2)の「国民への情報提供」ということで、目標は年度全体で20テーマ以上でございますけれども、上期で11テーマを提供いたしました。2ページの下の方に11書いておりますけれども、例えば商品先物取引に関する消費者相談の傾向と問題点、それから飲み残しの清涼飲料の破裂によ

る事故、根拠のない共済、いわゆる無認可共済が問題になっていますけれども、それをめぐる状況について等々、11の情報提供をいたしました。

その関連で参考資料ということでお付けしているかと思えますけれども、「2003年のP I O - N E Tにみる消費生活相談、危害・危険情報」というものがございます。こういう形で具体的に情報提供をしているわけですが、1ページの棒グラフに2003年は急激に架空請求等を中心に苦情相談が増えている状況でございますし、内容的には参考資料の4ページを見ていただきたいと思うんですけれども、表4というものがございます。販売方法とか手口別に見た相談ですけれども、電話勧誘販売というのは後ほど説明をしますが、架空請求とか、電話勧誘が元になっているようなトラブルに遭うということで、これが10万件で、これも増えております。それから、家庭訪問や、無料だと言って勧誘してくる無料商法とか、一度遭った人が更に被害に遭う二次被害とか、こういういろいろな形態の消費者被害がございまして、大体上位の方はおしなべて増加傾向は止まらないという状況でございます。

参考2も情報提供の一つの例としてお示ししましたけれども、架空請求というものが最近急増しております。これに対する分析と提言をしているものでございます。2ページ目には棒グラフで2002年度は7万5,000件だったのが、2003年度には46万件ということで、大変増大しているということでございますし、それらを踏まえてどうしたらいいかということで、7ページには関係機関への要望として総務省等に対して悪質な架空請求に使われるような電話回線の利用停止とか、それから強制解約に関する指針があるんですけれども、そのガイドライン等をしっかり策定して、必要な場合には回線の利用停止が必要だという形で提言しておりますし、8ページには消費者へのアドバイスという形でアドバイスを示しております。こういう形で11の情報提供を上期に行いましたけれども、報道機関等に説明して全国紙とかテレビ等でも多くの場合、報道をされているところでございます。

次に、元の資料6の方に恐縮でございますけれども戻っていただきまして、3ページにまいります。「国民への情報提供」ということで、もう一つは出版物等を通じて行っていますけれども、これは御指摘のありましたようにアンケート等の内容を踏まえまして改善しながら編集し、刊行しております。

次に4ページの「苦情相談」でございますけれども、個人情報との関係では上期には具体的に個人情報の苦情相談に資するためにマニュアルを策定してございまして、そのための委員会を設けて素案をつくっております。

それから、地方の消費生活センターへの苦情相談の支援ということでは、毎月消費生活の緊急情報というものを発行して地方に送付して参考にさせていただいております。

そのほか、相談の方は国民生活センターが直接やる部分は上期に 4,400 件ということで、そのうち直接相談が 58.6%ということになっております。苦情処理専門委員会の方は上期に 1 件、自動車販売業者の倒産に関わる消費者トラブルについて検討をし、まとめております。

次に 5 ページでございます。地方の消費生活センターへの情報提供、緊急情報という形でも毎月出しております。

それから、の行政機関等への情報提供でございますけれども、その表にございますように国会、内閣府、公正取引委員会、経済産業省等、上期だけで 323 件の情報提供を行政庁にしております。それから、その下にございますように裁判所、警察、弁護士会にも上期全体で 89 件の情報提供をしております。

次に 6 ページでございます。「研修」の方は研修の年間計画に従いまして行っておりまして、地方等でも行っております。

次に、7 ページにまいります。上から二番目ですが、消費者教育学生セミナーということで学校関係の研修も行っておりますし、研修生にアンケートを取りましたら現在のところ満足度は 4.0 から 4.8 の評価を受けております。

次に(6)の「商品テスト」でございますけれども、原因究明テストを行っておりまして、ここでございますように年間の目標は 45 件以上でございますが、上期にはスノーチェーンの破断絶とかマッサージ器の発熱等、23 件の原因究明テストを行いました。

の問題提起型テストは年間 12 件以上の目標となっておりまして、上期にベビーカーの安全性以下 7 件を既に実施しております。

8 ページは調査研究等でございますけれども、調査につきましては現在 2 件、訪問販売業界等の自主ルールに関する問題点と改善策以下 2 つを公表し、現在 2 つ調査研究中でございます。

上期の概要は以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。それでは、概算要求についてお願いします。

勝見国民生活局消費者調整課長 国民生活センターに関する平成 17 年度概算要求の状況について、事務局より簡単に御説明させていただきます。

資料 7 をごらんいただきたいと思います。資料 7 の 1 ページで、特に一番下の算式をごらんいただきたいと思いますが、国民生活センターの運営費交付金の算定につきましては運営費交付

金算定ルールに基づきまして支出予定額を 37 億 200 万円余り掲げてございます。これから自己収入の予定額、主に国民生活センターの出版物等でございますが、この 2 億 5,200 万円余りを差し引いた額、34 億 4,900 万円余りを 17 年度の概算要求として掲げさせていただいております。前年度と比べまして 9 億 2,900 万円余り、伸び率で 36.9%ほど増加しておりますけれども、これは平年ペースでは効率化を図っておりますが、これから申し上げる特殊要因によりまして額としては増えた形になっております。

引き続き 2 ページをごらんいただきたいと思っております。2 ページに収入支出の表が掲げてございますけれども、その下半分の支出の方の説明をさせていただきます。業務経費でございますけれども、総額で 18 億 4,100 万円の要求となっております。これは先ほど糠谷理事長からも言及がありましたけれども、国民生活センターの業務の中核のシステムとなっております P I O - N E T、これは国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結んで消費生活相談情報等を蓄積して消費者被害の未然防止あるいは拡大防止に活用するもので、国の消費者行政施策の企画立案に必須のものとなっております。

この P I O - N E T は、従来は地方自治体に交付金として配布して地方の消費生活センターで使っていたものですけれども、いわゆる三位一体の改革の観点から地方と国の業務の見直しということで、これは国でやるべきものと考えております。また、冒頭に山本分科会長から言及がありましたけれども、本年 6 月に成立いたしました消費者基本法の中で国民生活センターが積極的に情報収集等を行うこととなっております。

以上、2 つのことをかんがみまして、17 年度要求では P I O - N E T の事業の運営を一括して国民生活センターが実施していくための経費を要求させていただいております。これが 6 億 8,500 万円ほどで、17 年度の予算要求がかなり大きく増えている一番の要因となっております。

引き続きまして、備考で言いますと 2 と 3 を合わせてですが、これも先ほど糠谷理事長から言及がありましたけれども、個人情報保護法関連の経費として合わせて 1 億 3,100 万円ほど計上しております。それから備考の 4 ですけれども、A D R 機能の強化経費として 1,200 万円となっております。備考の 5 に掲げておりますとおり、既存分の業務については効率化を図りまして 7,900 万円ほどの削減を図っております。

一般管理費も若干増えているのですけれども、東京の事務所の施設の修繕という特殊要因がありまして若干増えております。

人件費につきましては個人情報収集体制の整備等に伴う要因の確保、これは増の要因ですけれど

も、退職手当あるいは既存分の効率化による減と合わせて 1,100 万円ほどの減額となっております。

そういうことで、見掛け上はかなり 16 年度に比べて増えた形になっておりますけれども、平年ベースの既定の業務については効率化を図った要求とさせていただいております。

簡単ですけれども、概算要求の説明とさせていただきます。

大森委員長 ありがとうございます。それでは、ただいま両方の状況についての御説明でしたが、何か御質問はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、これは承りましたので、よろしく願います。御苦労様でした。

(国民生活センター関係者退室)

大森委員長 では、1 時間たちましたから少し休憩いたしましょう。

(休 憩)

(国立公文書館関係者入室)

大森委員長 それでは、始めさせていただきます。

国立公文書館につきまして御報告を伺うことになっております。それでは、15 年度の評価結果につきまして外園分科会長から御報告いただきます。

外園委員 国立公文書館につきましては、4 月に 2 回の分科会を開催し、15 年度の業務実績の評価及び財務諸表の審査に合わせ、15 年度の業務実績評価を踏まえた中期目標期間の業務実績にかかる仮評価という案を分科会として決定しました。同仮評価につきましては、8 月 4 日開催されました第 12 回の本委員会において審議の上、御決定いただいたところですが、本日は改めて 15 年度の業務実績の評価及び財務諸表の審査についての審議の経過、評価結果の概要等につきまして御報告いたします。

まず 7 月 13 日、国立公文書館において業務実績等のヒアリングを行いました。当日は菊池館長、石井アジア歴史資料センター長を始め、担当者から業務実績及び財務諸表につきまして詳細な御説明を受けました。その後、事務局にて各委員の評価結果を取りまとめ、7 月 29 日の分科会において項目別評価、総合評価について審議を行いました。

当日、各委員からの意見を踏まえた修正案の作成につきましては、私に一任されましたので事務局に修正案の作成をお願いし、修正案を各委員にお送りして御了解を得ました。そして、お手元にお配りしてあります資料のとおり、評価結果を取りまとめました。

なお、財務諸表につきましても当日の分科会において了承されました。

評価結果の概要ですが、お手元にお配りしてあります資料 8 の総合評価表の 4 ページの総合評価の欄にありますように、平成 15 年度の独立行政法人国立公文書館の業務の実績について中期計画等の実施状況を調査分析し、総合的に評価したところ、計画的な民間委託の推進、業務執行体制の見直しなどにより、業務は順調に実施されていると認められると判断いたしました。簡単にその内容を御説明いたします。

最初に 1 ページの 1 で「業務運営の効率化に関する事項」につきましては、歴史公文書等の受入れから一般の利用に供するまでの期間を現行のおおむね 1 年 2 か月を 1 年以内に短縮し、これにより当該作業にかかる 1 冊当たりの経費を 10% 削減するとの中期目標等の達成状況について、14 年度の当委員会での指摘を踏まえ、歴史公文書等の種類別及び目録作成業務の難易度を反映した方法により分析を行っております。その結果、受入れから一般の利用に供するまでの期間は 1 年以内で処理し、経費についても 10% 以上の削減が図られておりますので、今後ともこの効率性を維持し、中期目標の達成に向けての努力を期待するとしております。

民間委託の促進に関しては、目録作成業務及びマイクロフィルム撮影業務について業務マニュアルやマイクロ撮影マニュアルの活用等により、官が行う場合と民間委託で行う場合のコストを比較したところ、いずれの業務も民間委託の方が安い費用で行うことができましたので、その旨評価いたしました。

業務執行体制に関しましても、役員会、幹部会等の定期的な開催による業務の計画的、かつ効率的な運営に努力するとともに、研究連絡会議において新たに外部有識者を招いた勉強会を開くなど、会議の充実が図られたことを評価いたしました。

次に、2 の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関しましては、一般的に施策は順調に実施されていると評価いたしました。何点が御紹介いたします。

1 ページの の「受入れのための適切な措置」では、従来の各府省事務連絡会議の主管課長会議への格上げや、館長が直接各府省事務次官等に対して移管の要請等を行った結果、すべての移管対象行政機関から歴史公文書等が移管されることになりました。

2 ページの の「一般の利用に供するための適切な措置」の 3 では、12 年度までに受け入れた歴史公文書等を移管府省等別に資料群としてまとめ、検索手段の充実を図っております。また、重要文化財等の大判の資料のうちの一部を高精細デジタル画像として試験的に提供するなど、ホームページの充実に努め、利用者の利便性向上を図っております。

同じく2ページの で「保存及び利用に関する研修の実施その他の措置」では、一部研修において想定参加者に達しない研修はありましたが、受講者を増やすため募集対象機関の拡大について検討し、3つの機関から初めての参加者を得ております。今後とも一人でも多くの方が参加しやすいような研修の在り方について検討するよう、指摘いたしました。

同じく2ページの(2)のアジア歴史資料センター関係の の「広報活動の充実」では、初めての試みとして「公文書に見る日露戦争」と題した特別展をホームページ上で実施し、多くのアクセスを記録しております。また、「社会科教員対象セミナー」を実施し、インターネットによる遠隔地教育などに有効であるなど、各方面から高い評価を得ております。

また、 の「アジア歴史資料データベースの構築」では、各機関から入手したデータのインターネット投入までの期間の短縮についてさらなる努力を期待すると指摘しました。

次に3ページの3の「予算、短期借入金、剰余金に関する事項」では適切に執行されており、特段の問題はないと判断いたしました。

次に4ページの の「法人の長等の業務運営状況」ですが、館長、理事等ともに的確な業務運営を行っているとして評価いたしました。

次に4ページの総合評価ですが、1、2は既に述べたとおりでございます。3において中期目標の最終年に向けて役職員一丸となって取り組んでいる姿勢がうかがえますが、今後とも積極的な業務運営に努めることを期待するとしております。

最後に、政府において先の国会での内閣総理大臣の施政方針演説や内閣官房長官主催の懇談会からの報告にありますように、公文書館制度の在り方や充実、強化などについて検討することを期待するとの意見表明をしております。

以上、国立公文書館分科会からの報告とさせていただきます。

大森委員長 ありがとうございました。何か御質問等はございますか。

それでは、次に16年度の上半期の執行状況と17年度の概算要求について簡単に御説明いただきます。よろしく申し上げます。

菊池国立公文書館館長(以下「菊池館長」) 国立公文書館長の菊池でございます。冒頭に私からごく概況についてかいつまんで申し上げます。

今、15年度の事業実施状況につきまして評価結果を外圍分科会長から御説明がございまして、大変私どもはありがたい評価をいただいたものと思っております。16年度におきましても上半期、中期計画の最終年であるということを十分念頭に置いて業務を適切に進めるべく館員一同取り組んで

おります。端的に申しますと順調に推移していると思えますし、それから特に前倒し、前倒しということによっております。例えば、国立公文書館で言いますと、8月の末には新しい形での検索システム、画像を伴うシステムということでデジタルアーカイブのシステム設計、それから今後の立ち上げについての方針を決定することができましたし、アジア歴史資料センターにつきましても後ほど報告があるかもしれませんが、上半期だけで275万コマのデータを投入することができるというような形で、計画を上回る形での順調な進捗をしていると思えます。あとは、具体的なことにつきましては出席しております丸岡次長、アジア歴史資料センターの山本次長から御報告を申し上げます。

なお、本日、本来ならば大濱理事も同席すべきところなのですが、本日は私どもの研修としては最大の研修でございます専門職員養成課程の前期の研修が終わる日ということで、研修生、受講生に対して個別の研究テーマに即して、課題の中間報告を聞くためにどうしても外せないということなので、大濱理事はそちらの方に出ていますのでこの出席は失礼させていただきます。あしからず御了承願います。

丸岡国立公文書館次長（以下「丸岡次長」） 丸岡でございます。お手元の資料の9の「独立行政法人国立公文書館の業務執行状況」というものに沿って御説明いたします。

まず最初に（1）の「民間委託の推進」でございます。これにつきましては、マニュアルに基づいてパートタイマーによるより効率的かつ的確に目録原稿を計画どおり作成中ということでございます。同じくマイクロフィルム撮影マニュアルについても、パートタイマーによる撮影業務についても実施中ということでございます。

次に、「業務執行体制の見直し」ということです。研究連絡会議は、月に1回原則として開催するというので、上半期におきましては夏休みがございましたので4回開催したということでございます。

続きまして、2ページで「受け入れた歴史公文書等の処理状況」ということでございます。これは先ほど外園分科会長と菊池館長からも説明がございましたように、パート職員の人数分担を効率的、計画的に行いながら業務を実施しておる最中でございます。

次に保存、利用その他の措置ということで、受入れのための適切な措置ということでございます。移管のための各省庁の主管課長会議、事務連絡会議を7月12日に開催したということでございます。その際に、ii)にございますように今回新たに内閣官房長官主宰の懇談会から報告が出された新たな内容を盛り込んだわかりやすいパンフレットを説明に利用しながら実施しておるということでござ

います。

それから、館の職員が直接各府省庁等の各部局に出向いて行って説明を行い上半期に 18 機関、365 名に対して行ったということでございます。それから、各府省の文書担当者の希望者に対して本館及び分館の施設見学、研修を 8 月 31 日に参加者 40 名をもって実施したということでございます。

それから、館長、企画調整課長が各省庁の事務次官に対して移管の促進を上半期では 14 省庁に直接要請したところで、現在も実施しておるということでございます。

それから、15 年度移管計画に基づいたものについては受入れを上半期に完了したということでございます。

3 ページで「保存のための適切な措置」ということでございますが、燻蒸等を行って排架したということでございます。それから、劣化状況等に応じた適時そのための措置を実施しておる。それから、マイクロフィルム及びデジタル化を計画的に実施しておるということでございます。

それから、つくば分館における燻蒸、これは左の) に書いてございますように 17 年 1 月から臭化メチルというものが地球環境問題等で生産消費が全廃されるということでございますので、酸化エチレン製剤を新たな代替ガスに決定して、10 月末ころにはそのための整備改修等を行う予定でございます。

目録等につきましては 16 年度中に公開するように作成、または内容を確認中ということで、これも受入れから 1 年以内に作成するというような方針に沿って順調に進んでいるということでございます。

次に 4 ページで「展示会」でございます。春は「激動幕末 - 開国の衝撃 - 」というテーマで 4 月 3 日から 22 日に 9,000 人弱の多くの方が来られたということでございます。それから、現在 10 月 2 日から 17 日まで、来られた委員の先生もおられますが、「鉄道」というテーマで展示会を開催しているということでございます。お手元にその冊子がございますが、17 日まで開催しておるということでございますので、是非ご覧いただきたいと思っております。なお、明日は明治学院大学の原先生の講演も予定されているということでございます。

それから夏の特別展、つくばにおける特別展、常設展も行っております。その際にアンケート等を実施して、観覧者の意向を反映するというような努力もしているということでございます。

それから、『北の丸』と『アーカイブス』については予定どおり刊行しているということでございます。特にホームページについては英語版のホームページを作成し開設したということでござい

ます。

5 ページでございます。古文書の複製等につきましても計画的に作成しているということでございます。

それから、iv) は歴史公文書等のデジタルアーカイブを推進中ということでございます。これは先ほどの館長等のあいさつにもございましたように、館所蔵の大判資料で一般に見られないような国絵図等をデジタル化し、高圧縮した高精細画像で 47 点、55 画像を既にインターネットで公開を開始しているということでございます。

それから、目録作成等につきましてもそれぞれ計画に沿って作成しているということでございます。

それから、利用者の利便性向上のための措置ということで、所在情報ネットワーク検討の連絡会議ということで新たに憲政記念館と最高裁判所事務総局に新たにオブザーバーとして参加していただき、また意見交換等を実施しているということでございます。

それから、保存、利用に関する研修の実施その他の措置ということでございます。これにつきましては研修等の募集対象を拡大しているということございまして、対象範囲を広げ上半期に広島大学、それから東大の附属図書館が新たに参加したということでございます。

それから、研修については 6 ページのイロハの課程で進んでいるということで、口の専門職員研修が現在、今日が前期の最終日ということで実施中ということでございます。特に) の海外アーキビストを招聘して今年の 11 月にシンポジウムを開催する予定で進めているところです。それから、) の八のところがございますように、今年は 6 月に福井市で全国の公文書館会議を行ったということでございます。

次の 7 ページでございますが、「国際交流の推進」については、8 月にウィーンで I C A の総会が開催されたということで、菊池館長以下が出席してその際に日本のセッション等を組むなど、積極的に海外交流を行っておるということでございます。以上でございます。

菊池館長 では、引き続きアジア歴史資料センターの説明にまいります。

山本アジア歴史資料センター次長 アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供でございますけれども、利用の一層の促進に努めました結果、ホームページへのアクセスは順調に推移して、上半期で 25 万件を超えるアクセスがあり、開設からの累計は 80 万件を超えました。

広報活動のさらなる充実につきましては先ほども御説明いたしましたけれども、2 月から特別展、「公文書にみる日露戦争」というものをインターネット上でやっておりまして、その内容について

も更に充実を図りました。

また、社会科教員セミナー、あるいは大学その他においてデモンストレーション及び説明会を順次行いました。また、8月にはウィーンで開かれた国際公文書館会議においてデモンストレーションを行いました。また、今度は海外においてということで韓国に赴きましてデモンストレーションの事前準備をいたしてまいりました。来年の3月ごろをめどに行う予定でございます。

また、アクセスを更に増やすためにインターネット広告、スポンサーサイト広告を実施いたしましたら、アクセスを大体、日に2,000から3,000確保いたしております。それから、メーリングリストによる情報提供も実施しております。

アジア歴史資料データベースの構築につきましては関係3館からのデータを順次いただきまして、平成14年度整備済みデータを最終的にチェックし、データベースに約275万コマ投入しまして、現在の投入コマ数が740万となっております。各所蔵機関との早期の提供を引き続き協議をしております。

利便性の向上につきましては、先ほども御説明いたしました各セミナー、デモンストレーション等において利用者の意見をお聞きしまして、またモニターの結果、これに基づいてホームページの改善、データ内容の改善について検討を行いました。

更に、次期情報システム調査の内容等について検討を行いました。

丸岡次長 最後の10ページでございますが、特に「人事に関する計画」ですが、業務の計画的円滑な執行を図るため、職員を研修に積極的に参加させているということでございます。上半期の執行状況につきましては以上でございます。

大森委員長 それでは、概算要求をお願いします。

川口企画調整課長 内閣府の企画調整課長でございます。いつもお世話になっております。

資料10でございますが、最初に国の機関としての内閣府の関連要求を御説明させていただきます。内閣府は御案内のように、制度の企画立案と移管計画の決定を担当しております。17年度概算要求でございますが、本委員会から8月19日にいただきました事務事業や組織の在り方についての御意見、あるいは6月の官房長官の懇談会での御報告を踏まえまして以下のような要求をしております。

1つ目は、「中間書庫」システムを構築するための基本構想の検討のための経費でございます。

2つ目は、電子媒体である公文書等の移管・保存についての検討のための経費でございます。

3つ目は、民間、これは国の機関以外ということでございまして、独法、特殊法人、認可法人、特殊会社等、国立大学法人を含みますが、民間に散逸した公文書の状況の調査のための経費でござ

いまして、総額 8,800 万円を要求しております。

それから機構定員要求をしておりまして、内閣府では移管基準の見直しですとか、中間書庫システムの構築ですとか、必要な場合の法改正という課題がこれから控えておりますので、内閣府という国の機関としてしっかり企画立案等の事務を行えるような体制整備ということで、私どもの課に企画官の新設並びに課長補佐及び係長計 2 名、全体では 3 名でございますが、増員を要求しております。内閣府全体の要求の中でもかなり踏み込んだ要求になっております。以上でございます。

丸岡次長 続きまして、国立公文書館の予算概算要求について御説明申し上げます。お手元の資料の 11 に沿って御説明いたします。

独立行政法人国立公文書館の 17 年度の運営交付金の算定ということにつきまして、来年第 2 期中期目標の開始年度に当たることから、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」という昨年 8 月 1 日に閣議決定されたものに基づきまして主務大臣が作成した組織業務全般の見直しについての当初案、それから内閣府の評価委員会の評価等を踏まえ、また前期の運営費交付金の算定ルールに準じて概算要求をさせていただいたというところでございます。

お手元の資料の算定ルールとしては、1 の事業費、管理費と、それから人件費というふうに大きく 2 つに分かれておるということでございます。

まず 1 の事業費、管理費でございますが、これは前年度予算額、16 年度予算ということで 12 億円余というようなものから一時経費、これは今年度のデジタルアーカイブシステムの開発経費でございますが、これを差し引きまして、それに効率化係数マイナス 2.5%を引いた数、97.5%を掛けたものに政策係数というようなことで 123.8%を掛けたものを基本原理として 14 億 6,600 万円余というような形で要求させていただいているというところでございます。

それから、人件費につきましては前年度の予算額に対しまして昇給原資というものが 125 万円余でございますが、これの増と、それから来年度は定年による退職者が予定されておらないということで、今年度退職手当相当額減というようなものを引き、また増員等というようなものの人件費を足した額、4 億 8,000 万円余、計 19 億 5,300 万円という形で、前年度 14.3%増の要求をさせていただいているところでございます。

具体的には次のページに書いてございます。公文書等の保存利用経費ということでございますが、これは特に公文書のデジタルアーカイブ化の推進ということでございます。御承知のように、政府が推進しております e-Japan 計画及び当委員会での評価並びに官房長官の懇談会など、各方面でデ

デジタルアーカイブ化の推進については着実に進める必要があると言われておりまして、これを次期中期計画の柱の一つと考えておりますので、それに関する予算を計上して要求させていただいたということでございます。

それから、人件費につきましては国立公文書館の体制整備の充実、これも当委員会、それから小泉内閣総理大臣が施政方針演説で公文書館制度の体制の整備を図る。また、懇談会で体制の整備を図るといような答申がなされておるといようなことを受けまして、それに沿った形での人件費の増というものを要求させていただいておるといことでございます。

具体的には1、2に書いてある項目で要求させていただいておるといことで、19億5,300万円余ということで、対前年14.3%増といような形での予算要求をさせていただいたといことでございます。

なお、国の財政状況も昨年度に比べて更に厳しくなっているといことでございます。来年度は2期目の中期目標の初年度の概算要求であるといようなことで、この来年度の予算が次期中期目標期間のベースとなるといことですので、関係機関へはその必要性を強く訴えていきたいと思っております。各委員の先生方の御理解と御協力を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいといことでございます。

以上、簡単でございますけれども、来年度の概算要求の説明でございます。

大森委員長 ありがとうございます。何か御質問等ございますか。

飯田委員 少しタイミングがずれてしまったのですが、資料8の総合評価表ですが、1ページの2の国民へのサービスというところでいわゆる事務連絡会議が主管課長会議に格上げされたとか、あるいは各府省との連携が強化されたとか、これは非常に評価しているのですが、それに対して4ページの総合評価の最後のまとめですが、ここでは現在も質、量ともに歴史公文書等が不満足である。今後、それを充実させるには現在の館の努力によって行われる範疇を超えたものだといようなことが書かれているのですが、これはどちらに重点が置かれているのだろうかという点の疑問です。

恐らく大森委員長と外園分科会長との間で、この間の議論を踏まえて調整が行われた結果こういことになったのかと思うのですが、全体として見た場合にそのところの整合性というものが私には少しわかりにくいような感じがするのですが、いかがでしょうか。

外園委員 御指摘のとおりで、表現は少しまずいかと思いますが、具体的には総合評価の4の方で今、御指摘いただきました1ページ目の2は、私とすれば多分に公文書館の館長以下の個人的な

努力でここまで来ている。

したがって、格上げしたとか、連携強化されたということは分科会でも話題になったんですけども、多分に館長さん以下職員の方の個人的な努力で、館全体としてはやはりまずい。このままでは、例えば館長が代わったり、職員の方が代わられたらまた元に戻ってしまう。

ただ、今、飯田委員がおっしゃいましたように、この表現ですと強化されたからいいじゃないかというような取り方はありますが、全体としましては、今のままで質、量ともに満足できるレベルのものではないというのが、この前、お諮りいたしましたし、私たちの認識でございます。

飯田委員 事情はよくわかりました。恐らく最初の1ページ目の方の表現でいくと、例えばこういう努力でかなりよくなるのではないかというふうな受け取り方になりますね。

川口企画調整課長 制度として説明いたしますと、本来は移管のところは内閣府の責任でございますので、質、量十分でないという責めを負うべきは内閣府というのが今の分担ということでございます。公文書館長は、本当は内閣府から公文書館に送り込んだものをしっかり保存して展示をするというのが本来の仕事ということでございますが、それを踏み越えて御努力いただいているということですが、内閣府を応援していただいているという構図でございますので、その点お含みおきいただければと思います。

大森委員長 いずれもこの問題は少し大きな話に発展するのか、発展しないのかわかりませんが、問題提起はしてございますので、今後機を見て皆様方に御報告申し上げることになるのではないかと思います。以上、御報告を受けたことにいたしますけれども、よろしゅうございますか。では、御苦労様でした。ありがとうございました。

(国立公文書館関係者退室)

(駐留軍等労働者労務管理機構関係者入室)

大森委員長 それでは、管理機構の方の御説明をいただきます。まず、実績報告につきまして小野分科会長から報告を受けます。

小野委員 駐留軍等労働者労務管理機構分科会では、駐留軍等労働者労務管理機構の平成15事業年度の業務実績の評価及び財務諸表の審査のため、7月に2回の分科会を開催いたしまして評価結果を取りまとめましたので審議の経過、それから評価結果の概要につきまして報告をいたします。

まず審議の経過ですが、当分科会は7月12日に駐留軍等労働者労務管理機構本部において業務実績等のヒアリングを行い、粟理事長等、関係者から業務実績報告及び財務諸表についての詳細な説明を受けました。

続いて、7月26日に項目別評価と総合評価及び主務大臣から意見を求められておりました財務諸表について審議を行ったわけであり、これらの経緯を経て、お手元にお配りしてある資料12が評価結果でございます。項目別評価表が別添1であります。それから、別添2というものが総合評価表であります。この総合評価表に従って簡単に説明をいたしたいと思います。

まず「項目別評価の総括」の1の「業務運営の効率化に関する事項」であります。最初に「経費の抑制」となっておりますが、各種事務のマニュアルを作成し、各支部の事務処理を統一化し、またインターネット端末の整備により事務のオンライン化を推進することによって事務処理の簡素化、効率化を図っていく。

それから、人件費の抑制に関しましては常勤職員の削減や職員等の給付の減額改定、それから超過勤務時間の縮減努力によって一定の効果が表れる。特に超過勤務時間の縮減については目標が10%であるけれども、それが21%になったということでもあります。

2ページ目ではありますが、「業務運営体制の整備」というところでもあります。ここは支部の業務点検実施要領の作成を完了し、これにより点検及び分析、検討が実施されたところでもあります。その結果、幾つかの改善点が示されましたが、今後その効果の検証を行い、必要に応じてさらなる改善がなされることを期待しているところでもあります。少し抽象的な言い方ですが、その具体例というのはそこに3つ丸がありますが、その2つ目、3つ目に書いてあるわけでもあります。一般競争契約方式に移ったということです。制服や保護衣等の購入に関してそういうことをしたというのが具体的な例であります。

それから、そのページの左下のところの国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項でございます。

第1は「駐留軍等労働者の募集」ではありますが、中期計画におきましては米側から労務要求書がきまして、それを受理した後、1か月以内の紹介率を90%以上と設定しているところでもあります。那覇及びコザの両支部においてインターネットによる募集システムの運用を開始しています。それから、平成14年度に開始しているホームページによる求人情報の提供というものをやっているわけですが、それが相まちまして紹介率91%を達成いたしました。今後、更に求職者の利便性の向上と応募者拡大のため、他の地域へもインターネットを活用していくべきであると機構に対して申し上げたところでもあります。

それから「駐留軍等労働者の福利厚生施策」、これは3ページ目になります。そこにも書いてございますが、人間ドッグとか育児・介護施設を割引で実施できる施策の検討を終えて16年度より実

施しております。

それからもう一つは制服等の早期貸与、これは先ほど少し触れましたが、バウチャーシステムの導入が困難である。これに代わる方法として購入要求受理後、直ちに発注できる単価契約による実施を策定し、平成 16 年度から実施することになっている。これによって早期貸与が実現されることを期待しているところであります。

それから、3 ページ目の「駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成」であります。これは給与制度の在り方の検討なんです、検討の前提となる公務員制度改革が進展しなかったことから、年度計画にある論点整理に至っておりません。引き続き着実に行っていく必要があることを確認するということにとどまっております。

それから、3 ページの 3 の予算、短期借入金、剰余金に関する事項については適切に処理されていると判断をいたしました。

それから、同じページの「人事に関する事項」であります、人事交流計画や研修計画が適切に策定されているというふうに判断しました。

そのページの一番左下、 の「その他業務の実施状況」であります、恒常的な業務、労働者を雇い入れるとか、給与を支給するとか、そういうことではありますが、これは確実に実施されており、また本部の業務・組織の点検及び内部監査の実施等、業務の効率的な実施のための取り組みが引き続き行われております。

4 ページ目にいきまして の「法人の長等の業務運営状況」であります、理事長は個々の職員の意思の疎通、情報の共有化及び意思決定の迅速化に積極的に取り組み、リーダーシップを発揮していることが認められました。また、理事、監事につきましても事務を的確に行っていると認められました。

全体の評価はその二重丸の「総合評価」というところに書いてある文章であります。そのまま読ませていただきますが、「機構の平成 15 事業年度業務実績については、全体として年度計画に沿って確実に業務が実施されており、中期目標の達成に向け着実に進捗しているものと認められる」というふうに判断しております。「設立後 2 年にして機構の業務処理に必要な基礎的な業務の仕組みや体制を概ね整備し得たことは高く評価できる。次年度以降、業務処理方法や組織の見直し、事務の効率化等を引き続き促進し、その着実な実施によって具体的な成果を上げていくことを期待する」とまとめたわけであり、簡単ですが、以上であります。

大森委員長 ありがとうございます。何か御質問ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、16年度の執行状況及び来年度の概算要求状況について御説明いただきます。では、執行状況からお願いします。

栗駐留軍等労働者労務管理機構理事長 労務管理機構理事長の栗でございます。評価委員の先生の皆様方には平成15年度の業務実績評価を始め、我々の業務につきまして熱心に御指導を賜り、かつまた大変御理解のある高い評価をいただきまして御礼申し上げます。

御案内のとおり、私どもの機構は駐留軍等労働者の雇入れ、福利厚生等の業務を行っておりますが、当機構も設立以来2年半を経過し、中期目標期間の半分を超えたことから中期計画に定められた諸業務について可能なものは今年度に前倒して実施しております。今後とも委員の先生方の御指導をいただき、業務運営の一層の効率化に努めて中期目標の達成にさらなる努力をするとともに、日米安保条約に基づく我が国の義務の履行に貢献していく所存でございますので、引き続き御指導、御鞭撻をお願いいたします。

本日の出席者を御紹介させていただきます。理事の浅沼でございます。企画調整部長の東村でございます。

それでは、理事の浅沼から当機構の平成16年度上半期の業務執行状況について説明させていただきます。

浅沼駐留軍等労働者労務管理機構理事 それでは、資料に基づきまして当労務管理機構の平成16事業年度上半期の業務執行状況について御説明いたします。

16年度につきましても、年度計画に従い各種事業を着実に実施してまいりました。以下、資料に従い、その概要を御説明いたします。

まず業務運営の効率化についてであります。主なものとしては資料1ページの右側の丸印の2つ目の「事務のオンライン化」でございます。従業員管理システム機器の換装、具体的にはサーバー、端末などの更新でございますが、本年5月に契約を締結しております。また、現在プログラム改修等の作業を実施中であります。

次のページに記載してございますが、企業会計システム回線との共有化につきましても併せて行うこととしております。また、「電算機システム整備検討チーム」を発足させ、情報システムのさらなる有効活用等について検討をしているところでございます。

3ページ右側の2つ目の丸印の「人件費の抑制」につきましては、平成16年度の常勤職員数の上限を昨年度に比べ4名減の400人としております。次の「業務実施方法の見直し」についてでございますが、平成15年度に出しました提言事項について、一部業務の見直しを行い実施に移してお

ります。残る提言事項についても早期実施に向け、努力しているところでございます。

4 ページ右側の下の丸印、「制服及び保護衣の購入契約等の実施」についてでございますが、経費の抑制及び業務運営の効率化に最も有効な方法でございます一般競争契約方式による単価契約を三沢、横田、佐世保の各支部において実施しております。今後もその他の支部において順次実施することとしております。

1 ページ飛んで6 ページに移らせていただきます。2 の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上についてでございますが、主なものとしては駐留軍等労働者の募集につきましてインターネットによる応募受付を三沢、富士、呉、岩国、佐世保の各支部において10月1日から行っております。

7 ページ丸印の2 つ目でございますが、福利厚生施策につきましては駐留軍等労働者の多様化するニーズに応えるため、アウトソーシング型福利厚生施策を本年6月1日から実施しております。なお、この新しい施策の駐留軍等労働者への広報でございますが、機構の機関紙、『LMO』の臨時増刊号を発行するなどして周知を図ったところでありまして、今後も幅広くPRに努めていきたいと思っております。

次の「制服及び保護衣の早期貸与」ですが、これにつきましても一般競争契約方式、次のページに移りますが、これによる単価契約が最も有効であることから3支部で実施しております。

次の「駐留軍等労働者の定年制度の在り方」については、前年度までに行った調査分析を踏まえ、定年延長等、3つの案を導入する場合のメリット・デメリット等を分析中であり、今後は国との連携の下、改善案を作成し、国に提示することとしております。

9 ページ3の「剰余金の使途」についてであります。右側の丸印の2 つ目の「福利厚生施策の充実」として、職場単位健康器具の配布等を予定しております。また、次の「広報関係施策の充実」でございますが、先ほど述べました新たな福利厚生施策の実施に合わせまして広報誌『LMO』の臨時増刊号を発行いたしました。今後は、広報用器材を整備することとしております。

最後に10 ページ4の「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」についてでございますが、人事に関する計画については防衛庁、防衛施設庁との間で人事交流を実施し、職員の適正な配置を図ったところでございます。今年度も職員の身上及び組織としての職員の業務上の評価を把握し、防衛庁、防衛施設庁と必要な調整を行う予定でございます。以上が、平成16年度上半期の主な業務執行状況でございます。

大森委員長 ありがとうございます。それでは、概算要求についてお願いします。

松崎防衛施設庁業務部労務管理課長 労務管理課長の松崎でございます。よろしくお願いいたします
ます。

それでは、平成 17 年度の労務管理機構の運営費の予算概算要求につきまして御説明申し上げます。

労務管理機構の概算要求につきましては、中期計画に定められました運営交付金の算定ルールに
よって要求しております。

まず役職員の人件費でございますが、平成 16 年度の基本給等の予算額は約 30 億 1,800 万円でご
ざいますが、これに効率化係数でございます 0.99 を乗じて得た額、それから、それに基本給あるい
はそのうち昇給の影響を受けるもの、これは基本給諸手当で、この諸手当の中から扶養手当である
とか、あるいは通勤手当であるとか、昇給の影響を受けないものを除いておりますが、これに昇給
原資率でございます 1.375 を乗じて得ました額、そして退職手当、これは平成 17 年度には 2 名予定
されておりますが、この 2 名の退職金約 277 万円を加えまして、この 3 点の要素によりまして約 30
億 2,800 万円ということになっております。

次に職員の旅費庁費、土地建物の借料などの物件費でございますが、これは人件費の場合と同様、
平成 16 年度の予算額約 9 億 9,200 万円、この額から公租公課などのいわゆる固定的な経費、約 5 億
9,900 万円を除きまして、それに効率化係数でございます 0.99 を乗じまして得た額、それから公租
公課等のいわゆる固定経費、約 5 億 9,900 万円を加えまして、更に消費者物価指数といたしまして
1.000 を乗じ、約 9 億 8,800 万円を要求しているところでございます。

次に業務経費でございます。この業務経費と申しますのは駐留軍等労働者の制服の購入費である
とか、あるいは健康診断に当てる経費でございますが、平成 16 年度の予算額約 5 億 8,100 万円に消
費者物価指数 1.000 を乗じまして、約 5 億 8,100 万円を要求しているところでございます。

以上、人件費、物件費、業務経費を合計いたしまして、約 45 億 9,700 万円を要求しているところ
でございます。以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。この 2 つの事柄について何か御質問等はございますか。

機構は例の前倒しで何かやることはなくなったんですね。しかし、一応一回やってみましたの
で、どうせ期限が来れば何か言わなければいけませんので、若干下準備を前倒し風にやったという
ことになるのでしょうか。

特段ございませんでしたら終わりにいたしたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

では、御苦勞様でした。ありがとうございました。

(駐留軍等労働者労務管理機構関係者退室)

大森委員長 それでは、その他の事項で内閣府の方から御報告をお願いします。

武川政策評価官 議題の6でございます。前回の委員会が開催されまして以降、独立行政法人の組織、業務全般の見直しに関する動きにつきまして、私からかいつまんで御説明いたします。

主務官庁としての対応につきましては、公文書館と駐留軍、各々につきまして主務官庁として御対応された方から御説明をお願いいたします。

まず公文書館でございますが、本日の資料には入れておりませんが、公文書館の業務実績に関する評価表、平成13年度から15年度及び主要事務事業や組織の在り方についての意見という表になったものを前回御審議いただきまして、修正につきまして大森委員長と外園分科会長に一任されておりました。これにつきましては、委員の皆様を確認のためお送りしました後、総務省に送付いたしますとともにホームページで公表いたしました。

次に資料15-1でございますけれども、「公文書館の事務及び事業に関する見解等」とございまして、前回の委員会では右端の備考欄の「(委員会)」ということで書き込まれております意見につきまして御審議いただきまして、これにつきましても大森委員長と外園分科会長に修正が一任されておりますけれども、真ん中の「内閣府の見解等」というところはその時点では空欄でございました。その後、主務官庁としての見解を書き込みまして8月20日に総務省に提出されております。

同様に、駐留軍につきましても資料15-2にありますように防衛施設庁の方で主務官庁としての見解を書き込まれまして提出されておられます。

次に資料15-3で「内閣府所管独立行政法人の見直し素案」でございますけれども、主務官庁は各々評価委員会の意見を踏まえて8月末までに事務事業、組織の抜本的な見直し案を提出するとされておりましたので、内閣府及び防衛施設庁におきましても指定されました様式に見直し素案を記入いたしまして、8月31日に総務省あてに提出されております。この提出しました資料は総務省の方でそのまま表紙だけ付けまして、9月6日の総務省の評価委員会の分科会のヒアリング資料となりました。ここで心配しておりますのは、その表紙を付けてヒアリング資料となったものでございます。

資料15-4を見ていただきますと、そのヒアリングの行われました9月6日の総務省の評価委員会分科会の議事要旨がございまして、2ページ目を繰っていただきますとわかりますけれども、議事要旨ということで記載されておりますのは質疑の方だけでありまして、主務官庁側の応答については記載されておられませんので、主務官庁の御対応につきましては後ほど御説明があると思います。

その質疑のところを少しごらんいただきますと、国立公文書館につきましては内閣府独立行政法

人評価委員会が独立行政法人という体制を改める旨を指摘しているが、必ずしもその必要性はないと思われると書かれております。また、駐留軍につきましては全国に10か所ある地方支部の統廃合を含め、効率化を検討していくべきと書かれております。

資料15-5でございますけれども、総務省の評価委員会の名簿でございます。

資料15-6は、内閣官房の行政改革推進本部に置かれております独立行政法人に関する有識者会議というものがございまして、9月22日に第1回会合を開いておりますけれども、その議事要旨でございます。3ページ目を開いていただきますと、会議の指摘ポイントとして2つ目の丸にすべての法人を非公務員型にすることが原則、3つ目の丸では予算の2、3割削減等ということが書かれております。

資料15-7にまいりまして、この有識者会議の設置根拠と名簿が付けてございます。朝倉委員長代理が座長代理を務めておられます。

資料15-8にまいりまして、この有識者会議第1回会合の資料といたしまして総務省が提出した資料が2種類ございます。まず資料1となっておりますものが、各府省が作成した見直し素案の概要をまとめたものでございます。見ますと、文部科学省が公務員型独法のすべてを非公務員型にするという方針を出したことが書かれております。資料2の方ですけれども、総務省の評価委員会の分科会でのヒアリングの際の質疑をまとめたものでございますので、先ほど御説明したものが表形式になったものでございます。

資料15-9は9月28日に総務省が記者発表したものでございまして、平成16年中に中期目標終了時の見直しの結論を得る独立行政法人としまして32法人が選定されたことが記載されております。内閣府につきましては国立公文書館だけとなりまして、駐留軍につきましては内閣府の評価委員会から出されました意見どおり、今年中の見直し対象からは外れております。

資料15-10は総務省行政評価局から当評価官室あてに9月30日に送られてきましたメモでございます。9月22日に総務省評価委員会の分科会のワーキンググループが開催されてございまして、9月6日のヒアリングを受けてのさらなる検討が行われております。実は9月6日の分科会でのヒアリングの際に、内閣府の評価委員会での結論に至った根拠が公文書の移管数の激減だけであるように受け止められていた節もございましたので、改めてこのワーキンググループの前日に当評価官室としまして総務省の事務局の方に国立公文書館の使命でありますとか、中間書庫などの今後の課題、更には機能の分担による有効性、効率性も含めての御結論であるという旨を御説明してまいりました。

お手元の資料は、その説明を総務省の事務局がワーキンググループに報告をしまして、その上で次のような意見があったという旨をメモにして送ってきたものでございます。これを見ますと、まず1つ目のポツでございますが、中間書庫につきましては政府としてはまだ設置すると決定されたものではない。仮に設定された場合も、半現用文書の保管であっても国立公文書館に一元管理させるという方法も考えられるとございます。

2つ目のポツは、企画部門と実施部門が分かれていることの効率性、有効性についてですけれども、独法はそれらを分けて実施部門を効率的に運営するための制度であるのだから、その仕組みの中でどのように工夫するかが問題だという趣旨が書かれております。

最後のところに、11月に総務省の審議会として出す勧告の方向性というものがございましてけれども、それにつきましては引き続き独立行政法人において行うべきだというようなことを書く方向で検討していくべきだということが書かれております。

最後になりますけれども、資料15-11で内閣府に置かれました規制改革・民間開放推進会議の官業民営化等ワーキンググループの構成及び検討事項等をまとめた資料でございます。これは9月28日に国立公文書館につきましても本当に公務員が行う必要があるか等々の観点からのヒアリングが行われております。

資料15-12は、その会議の名簿でございます。また、関連の新聞記事が8月4日以降にございましたのでお配りしております。私からの説明は以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。これを担当している総務省の方としては従来の枠組みでやりなさい、やったらどうですかという趣旨で、一応こちらの方で説明に行ったらしいのですけれども、そういう御回答でした。

だから、国立公文書館全体をどうするかという中長期的な観点で議論をしているのではなくて、枠組みが決まった中で努力できることはしなさいよという議論のレベルになっているものですから、この話は私どものような評価委員会のレベルを超えている話かもしれない。私どもなりにはきちんと意見を申し上げますので、そのことは政府の中でこれをどういうふうにお考えになるかということでございますけれども、一応委員会といたしましては国立公文書館の今後の在り方については外園分科会長の手元でまとめていただいたような文章をまとめてお出ししています。

ですから、仮に総務省の方の見解について再度私どもとして納得がいかなければ、また議論をして、あるいは内閣府でどういう対応をされるかということもございましてけれども、私どもなりによく考えた上で言ったわけですのでそうそう一蹴されては困ると私は思っているのですけれども、こ

のマスターはこのレベルのマスターなのか、もっと大きい話にしないとまとまらない話なのか、少し悩んでいまして、今日はお聞きしまして特段に御意見があれば承るということにさせていただけたらどうかと私としては考えます。何か御発言がございますか。

これに関わったお2人から御発言いただくようなことはございますか。参与の方、全体の方としては独法を厳しく運用せよという議論と、国立公文書館はちょっと意味合いが違うというようなお話になっているんですけれども、さっき飯田委員が御指摘くださったようなことも関係していると思います。

飯田委員 やはり分科会が御検討されたことをこの委員会としても一番重く見て、その線でやっていかなければいけないということで、引き続き全体としては内閣府の担当だと先ほど評価官が御説明されましたけれども、やはり委員会としてはそれを主張していくことは必要だと私は思います。

大森委員長 国立公文書館は第2期に入るものですから、中期計画をつくって実際に動き出してまいりますので、普通に考えたらもう一度争点にならない限りはまた期間が過ぎるまではこの問題は動かないということになると思うんです。

中藤政策評価審議官 内閣府官房政策評価審議会の中藤でございます。御多忙のところ、ありがとうございます。

内閣府といたしましては、るる御説明は時間の関係であれですけれども、この問題は公文書館制度全体をどうするかということで、1つは官房長官の懇談会で幾つかの将来的な検討課題も含めて出されているわけでございますし、前回のこの評価委員会の御議論の中でも組織論について単純に戻すというだけではなくて、国として説明責任を将来にきちんと果たしていく中での機能の強化拡充をどう図っていくか。

それから、先ほど川口企画調整課長の方から御説明しましたけれども、既に今できることを更に強力に進めていくということで、私どもとしましてもこの問題につきましては少し根本的に考えていく必要があるかと思っておりますし、現にできること、あるいは懇談会の宿題で出た件につきましても、期限を区切って少しずつ検討を進めてまいりたいと思っております。

更に言えば、先ほどの公文書の移管基準等になりますと、場合によっては法律改正等、そういう議論も必要になってくると思っておりますので、いずれにいたしましても今、事務的に申しますと総務省とのやりとりを、いずれ勧告の方向性が11月ぐらいに予定されておりますが、その間に事務レベルといたしましても評価委員会の御意見等も踏まえて対応を図っていきたいと考えております。

大森委員長 先ほど御説明がありましたように、来年度の概算要求が出ますので、内閣府の方で

陣容立てについての増員要求でございますから、この趣旨の中に入っていないわけではなくて、勝負はそちらの方ですね。

もう一つは、こちらの公文書館の方も陣容立てについては強化したいという概算要求になっているものですから、全体とすると充実強化の方へ向かいたいと言っているわけですね。ですから、来年度の概算要求が一つの勝負になるのではないかと私は思いますので、私どもの意向を反映していただくためにはそういうところでまずは頑張ってください以外にないのではないかと考えていますので、よろしく願いいたしたいと思っております。この件はよろしゅうございますか。

それでは、今後の日程についてお願いします。

武川政策評価官 今後の日程でございます。最後の方に予定表がお手元にあると思っておりますけれども、次の全体の評価委員会は恐らく3月ということでさせていただきたいと思っております。まだ先でございますので、皆様の日程調整につきましては別途こちらの方から送付して調整させていただきたいと思っております。また、2月ごろには分科会も開かれて、来年度の評価基準について御審議いただくということになると思っております。

夏以降の予定につきましては、見直しの関係等々がございまして流動的でございますので、2、3月ごろになりましたらまたお知らせしたいと思います。以上でございます。

大森委員長 本日は以上でございますけれども、何か御指摘いただくことはございますか。よろしいですか。

では、ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。